

鳥取労働局発表
平成30年7月18日(水)

鳥取労働局職業安定部長	喜多見 靖
職業安定部職業対策課長	黒阪 慎也
地方雇用開発担当官	澤 武彦
電話	(0857)29-1708

平成30年7月豪雨の災害に伴う雇用調整助成金の特例について

鳥取労働局（局長：丸山陽一）では、平成30年7月豪雨に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主の方に対して、以下のとおり雇用調整助成金の特例措置を実施します。

1 特例措置の内容

【特例の対象となる事業主】

- 平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

【特例の内容】

- 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮します
- 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とします
- 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします

※ 詳細は、『平成30年7月豪雨の災害に伴い「雇用調整助成金」の特例を実施します！』をご確認ください。

2 お問い合わせ先

- 鳥取労働局職業安定部職業対策課 TEL 0857(29)1708
- 鳥取公共職業安定所 TEL 0857(23)2021（代表）
（部門コード） 事業所指導援助部門 「32#」
- 米子公共職業安定所 TEL 0859(33)3911
米子公共職業安定所根雨出張所 TEL 0859(72)0065
- 倉吉公共職業安定所 TEL 0858(23)8609